市長と語る会での主な意見（公開用）

日　時　令和8年9月26日（土）午後1時30分～2時30分
場　所　桜ケ丘地区センター
出席者　28人

● 質疑応答が行われました。

● 質疑応答
【質問①】体育室への冷暖房設備設置について
　バレーボールやバスケットボールなどの体育館競技では、特性上、窓を開けることができない場面も多く、夏場は体育室内が非常に高温・多湿となります。子ども達をはじめとした利用者の熱中症リスクが高まっているため、安心・安全に練習や試合へ取り組むことのできる環境づくりを早急にお願いします。また、地区センターは避難所でもあり、有事の際には体育室で多くの避難者が過ごすことになります。
　これらのことから、体育室へのエアコンをはじめとした冷暖房設備の設置をお願いいたします。

【回答】
　市内地区センター9カ所に体育館がありますが、現在クーラーの施設はありません。現在、熱中症対策として、空いている会議室などをクーリングシェルターとして開放したり、酷暑による使用キャンセルの場合はキャンセル料を無料にしたりするなどの対応をしています。市内の小中学校体育館のエアコン設置は来年度を予定しています。エアコン設置工事についてもかなりの費用がかかる工事であるため、財政事情等を勘案し、避難所でもある地区センターについて前向きに対応していきたいと思います。

【追加回答】
　小中学校のエアコン設置については設計に着手しております。エアコン工事といっても設置だけでなく、風通しも含めて構造についても変えなければいけないため費用がかさみます。できるだけ早く設置できるよう進めていきます。
　もう一つ、公共施設の女性用トイレ増設なども順次行っていく予定です。

【追加質問】
　可児市には、リースという契約形態はあるのでしょうか。

【回答】
　スポットクーラーを、現在、小中学校の体育館でリースしていますが、体育館全体を冷やすには至りません。クーラー本体については、リースでの対応は、今のところ考えておりません。

【質問②】防犯灯の保険について

自治会で管理する防犯灯については、損壊等に備えて自治会で保険に加入しています。この保険について、市で管理する防犯灯に対して保険をかけているのであれば、そこに自治会で管理する分も加えていただくことはできないでしょうか。それができない、または保険をかけていないということであれば、自治会が負担する保険料に対して何らかの助成・補助をお願いします。

【回答】

少子高齢化や自治会加入者の減少が進む中、自治会の負担軽減は喫緊の課題と認識しています。市としては関係機関との協議や先進事例の調査を行っている段階であり、具体的な対応策を検討しているところです。

【追加回答】

防犯灯や防犯カメラは本来市がやるべきものと認識しています。しかし、設置場所や本数に偏りがあり、バランスについても考えなくてはなりません。今後は自治会別の保険料などを調査の上、早めに方向性を検討したいと思います。

【追加質問】

負担軽減案を検討中ということなのですが、具体的なアイデアなどはありますか。

【追加回答】

防犯灯の電気料金や管理、保険等について、早急に調査をして検討を進めていきます。

【質問③】景観形成助成金制度について

皐ケ丘7丁目・8丁目の法面剪定については、自治会要望を通じて「市道から2mまでの部分については市で費用を負担する」旨のお話をいただき、令和6年度から3年に一度実施していただいております。ご対応ありがとうございます。

さて、令和8年3月に可児市景観計画が改訂され、景観形成重点地区の候補地として桜ケ丘ハイツが挙げられています。

良好な景観を形成するために自治会等が行う事業に対する助成については「景観形成助成金交付要綱」で規定されています。この要綱の第2条第2号、第3条では「3年以内の計画期間を定めて行う行為が対象となる」「1年につき100万円を限度として対象経費の全額を助成する」ことが定められています。しかしながら、第4条第2号で「同一行為につき1回まで」と制限されています。この要綱の規定を、毎年発生する緑地や緑道の草刈りや、3年に一度発生する法面剪定等に対応できるよう改正をお願いします。こうした事業が助成対象とできれば、自治会としても市が進める景観計画により寄与することができると思っております。

【回答】
本助成金は新たな景観創出を含む活動を支援する趣旨であるため、毎年発生する継続的な維持管理費用を対象とする要綱の改正は困難です。ただし、公園や緑地の除草など自治会の大変なご負担は重々承知しているため、令和9年度実施予定の法面剪定（市道から2m部分）についてもしっかりと予算化できるよう努めます。要綱の改正はしませんが、既存制度の見直しや関係部署との連携を含め、実効性のある改善策を一緒に検討していきたいと思います。

【質問④】「広報かに」配布に対する費用について
総務省が公表している「地域コミュニティに関する研究会」の報告書（令和4年4月）によると、定期広報物の配布方法については、「自治会に有償で依頼（委託料として支払い）」が20.2%、「自治会に有償で依頼（交付金や報酬等の一部として支払い）」が42.1%、「業者にポスティングを依頼」が15%といった結果が出ています。
可児市では現在、自治会に対して自治会活動推進交付金が交付され、自治会活動推進交付金交付要綱第3条の規定に基づき、自治会の活動に係る経費（市長が別に定める経費を除く）に充てられています。
「広報かに」の配布について、自治会活動推進交付金の増額、あるいは市から自治会に委託料として支出するよう変更することで、自治会の選択肢も広がり、自治会、特に班長の負担軽減につながるものと思慮いたします。ご検討をお願いします。

【回答】
自治会活動推進交付金については、以前は謝礼金的な扱いでお渡ししていました。昨今、積算根拠の明確化が必要となり、顧問弁護士と協議の上、法的な根拠と積算根拠を明確にした「1世帯あたり年額800円（内600円が情報伝達協力費）」の交付金制度としています。自治会員の減少等により広報配布の負担感があるのも承知しております。DXやHP利用等で閲覧も可能です。どうしても配布できない場合は市が強制するものではありません。しかし広報紙の配布を通じて地域を歩き、簡単な挨拶を交わすことでコミュニティが醸成される側面もありますので、地域で選択していただければと思います。

【追加回答】
自治会活動推進交付金の1件当たりの金額については顧問弁護士と協議したものです。紙の広報の廃止やスマートフォン閲覧への移行なども検討しているところです。有償ボランティアによるポスティングなど、地域の選択に委ねつつ、当面は現在の交付金の形を維持したいと考えています。

【質問⑤】市道27号線（大森新田－田白）について
　桂ケ丘南部「大森新田」交差点から「田白」交差点までの道路幅が狭いうえ、特に夏前などには路肩の雑草もひどいため、大型車両が対向車線から来ると非常に怖い思いをする運転者が多数います。
　計画道路として指定はされていると思いますが、大きな事故が発生する前に早急の道路拡張をお願いします。具体的な予定はないのでしょうか。

【回答】
　市道27号線は東部地区を結ぶ重要な幹線道路であり、通学路としての危険性も含めて必要性は強く認識しています。全長約3.2キロの未改良区間のうち、通学路の安全確保が急務である「松伏交差点から二野大森トンネル交差点（コンビニ付近）までの約0.9キロ」について、令和7年度に詳細設計を実施しています。全幅員16メートルの計画であり、地権者の方々のご協力を得ながら用地買収等の調整を進めてまいります。

● その他質問
【質問①】
　1問目の質問についてですが、空調整備費用がかなりかかるということで、すぐにできる暫定的な措置案などは何か考えていらっしゃいますか。

【回答】
　スポットクーラーが方法としてはあります。公共施設で何か措置ができるものがあるかどうか検討していきます。

【質問②】
　コミュニティバスについてですが、地区の中高生で多治見に通っている生徒も多く、高齢者で免許を返納される方も増えています。
現在のさつきバスの時間も短いですし、もっと使いやすいようにしてほしいです。

【回答】
　民間企業との事業領域との兼ね合いや許認可の関係から、現時点で多治見へ直接バスを運行することは難しい状況です。あわせて、業界全体での運転手不足という大きな課題も重なっております。
　こうした厳しい現状や課題を踏まえつつ、より効率的で持続可能な交通網を構築するため、現在はコミュニティバスの路線等の全面的な見直しを行っています。

※注記：　当日お答えできなかった残り6つのご質問につきましては、後日回答をまとめた【別紙：未回答質問回答一覧】をご参照ください。